

平成 28 年度兵庫県環境審議会大気環境部会(第 1 回) 会議録

日 時 平成 28 年 6 月 22 日(水)10 : 00～

場 所 職員会館 1 階 多目的ホール

議 題 (1) 2030 年度を見据えた温暖化対策の考え方について
(2) 2030 年度の温室効果ガス削減目標について
(3) 2020 年度及び 2030 年度の再生可能エネルギー導入目標について
(4) 適応策基本方針について
(5) その他

出席者	会 長	鈴木 胖	部 会 長	西村 多嘉子
	委 員	河原 一郎	委 員	小林 悦夫
	委 員	近藤 明	委 員	吉武 邦彦
	特 別 委 員	小谷 通泰	特 別 委 員	住友 聡一
	特 別 委 員	新澤 秀則	特 別 委 員	森山 正和
	特 別 委 員	山村 充		

欠席者	副 会 長	中瀬 勲	委 員	足立 誠
	委 員	大久保 規子	委 員	西田 芳矢
	特 別 委 員	福永 征秀	特 別 委 員	山根 浩二

欠 員 なし

説明のために出席した者の職氏名

環 境 部 長	秋山 和裕	環 境 管 理 局 長	春名 克彦
温 暖 化 対 策 課 長	小塩 浩司	温 暖 化 対 策 課 副 課 長 兼 推 進 班 長	吉村 陽
温 暖 化 対 策 課 計 画 班 長	森田 敬祐	温 暖 化 対 策 課 計 画 班 主 査	仲川 直子

その他関係職員

会議の概要

開 会(10 : 00)

- 冒頭 秋山環境部長から挨拶がなされた。
- 森田温暖化対策課計画班長から委員 10 名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第 6 条第 5 項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。

審議事項

議題(1) 2030年度を見据えた温暖化対策の考え方について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課長)の説明を聴取した。(資料1～5)

(主な発言)

(小林委員)

資料3の国の計画の内容について、温室効果ガス削減目標の欄に2020年度は2005年度比、2030年度は2013年度比と明記されているが、2050年については何年比か明記されていないのは何故か。手元で国が作成した閣議決定の内容を確認したが、そちらにも明記されていない。

(温暖化対策課長)

こちらでも確認したが、国では何年比かを明記していなかったため、この資料にも記載しなかった。2050年の目標で、なおかつ内容も80%減と大きいのでこれも一つのやり方なのかと捉えている。

(小林委員)

私が委員をしていた当時は2005年度比と明記されていたが、いつの間にか消えた。

(新澤委員)

計画の名前を適応の要素を含んだものにするには賛成である。

国の計画には横断的対策があるが、この資料にはそれについての記載がない。横断的対策の中には既に国として実施しているものもあるし、今後慎重に検討していくとされている内容も含まれているが、それを含まないのは何故か。

(温暖化対策課長)

まずは、各企業、各家庭のきちっとした目標を議論するのが第一かと考えている。業界ごとの横断的な目標については資料9に記載しているが、国民の取組については県ではっきりとした数値が当てはまらないので、基本的に国対策の中で県に置き換えることが可能なもので一対一対応ができるものについて後の試算に含めている。

(小林委員)

まず、温暖化対策計画を防止対策と適応策に分けるのは良い。しかし、適応策のパンフレット6ページには、適応策と銘打ちながら、温暖化の影響ばかりに言及され、適応策についての記載がない。現行計画の検討時にも同様の問題があった。温暖化に対する危機感をあおるだけで、県民が何をするのが全く書かれていない。県や各事業者が今後何に取

り組むべきなのか、県民に関しては生活の中で何をすべきかを具体的に示さなければ実際に動いてもらえない。

また、適応策の資料の中で防止対策に関することが重複して書かれている。防止対策と適応策をより明確に分ける必要があるのではないか。

(温暖化対策課長)

一点目については、我々も普段から頭を悩ませている部分である。適応策については昨年度から掲げてきたが、温暖化防止活動推進員からも、県は適応策に走り、緩和策をあきらめたのかといった意見もあり、一般にも未だ浸透していないという現状がある。このパンフレットは適応策が必要だということを広く周知するため、一般県民の方にその必要性を認知してもらうため、その入り口として急遽作成した。

二点目の適応策の中身は後ほどご説明する。県施策では適応策を念頭に置き、例えば土木の災害対策、農林の品種改良や栽培の方法など具体的に動き出している分野と、まだ全く着手できていない分野がある。かなり温度差が激しいので、施策としてまとまったものとして適応策の方向付けをしたいので、今後政策誘導していきたい。

適応策の中身はご指摘のとおり整理しきれしていない部分があるので、今後ご意見をいただいで精査していきたい。

(西村部会長)

適応という言葉には「適し応じる」、つまりびたりと合い主体的に受けとめる意味があるが、英語でいう adaptation と方向づける orientation も含んでいる。その意味で今後、用語のもつ「方向性」という意味をイメージしながら、再生可能エネルギーなど適応施策の具体的なところへ切り込んでいただくのがありがたいと思う。

(小林委員)

先ほどの話に関連して申し上げるが、適応策という言葉について、日本語がおかしいという意見があるが、国が先行して言葉を作っていることから県で他の言葉を使えないという理由で議論が終わってしまう。先日も国の委員会でも、再生可能エネルギーという言葉について、太陽光や、風力、水力などが含まれているが、太陽光は再生できるのかという質問が出た。もちろん再生できないが、その委員の中に再生可能エネルギーという言葉が一番初めに使い出した方がいて、自分が作って、迷っているうちに政府が勝手にその言葉を使ってしまい、法律の名前にまでしてしまったので、変更できなくなったと仰っていた。結局その場では、再生可能エネルギーの定義を決めるしかないという意見で終わってしまった。このようなことを避けるためにも、県が率先して言葉を作り、それを国に提示するのも一つの手だと考える。

議題(2) 2030年度の温室効果ガス削減目標について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課長)の説明を聴取した。(資料6～9)

(主な発言)

(河原委員)

目標策定に当たって国独自の対策に県独自の対策が追加されているが、国対策と県独自対策で重複している部分はないのか。

(温暖化対策課長)

そこは我々も大変苦勞した部分で、そもそも国の対策の中に重複がないのかという疑問点があり、内容を突き詰めようと調べたが、国が提示している資料だけでは確認できなかったので、国の対策には重複はないものとして積算した。県計画は国と重複しないように、かつ国に上積みする形で積み上げた内容となっている。国対策と県対策に重複はないと考えているが、国対策の重複部分が判明した場合には数値を置き換え直すつもりである。

(吉武委員)

国の対策による削減量を試算するとき、様々な産業に対し全国均等に、例えば100社あれば100社が1%ずつという試算をされているように見えるが、実態とあっているのか。実態とかけ離れた結果になっている場合もある。計算の考え方がずれると全般的に実態と計算結果が大きく変わってしまうのではないか。

(温暖化対策課長)

資料8、9を見比べていただきたい。資料8には、県の場合は産業部門から排出される二酸化炭素の占める割合が全国と比較して多いことが示されている。全国では産業部門が全体の3割なのに対し、県では6割と産業部門が占める割合が非常に多い。全産業が均等に削減されることになれば、全国では産業部門は7%の削減とされているが、産業の占める割合が多い県においては同じように均等に削減された場合、トータルすると国より低い削減率になる。そうならないように本県では、例えば、産業部門で国対策後の排出量は13.2%の削減と国の7%の削減を大きく上回る削減になっている。

これは何故かという、資料9の産業部門の対策に係る削減量を見ていただくと、1項目には、「低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証」、「産業における自主的取組の推進」が全業種毎に均等にかかるものとして記載されている。委員の懸念されているのはこういった項目だと思う。ところが下の項目を見ていただくと、大項目「省エネルギー性能の高い設備・機械等の導入促進」の中に、「低炭素工業炉の導入」がある。こちらの県削減量の算出根拠には、国の導入量を製造品出荷額(鉄鋼、金属製品製造業)で按分すると記載されている。

ここから分かるように、鉄鋼業で取り組んでもらう削減策がある。そのほかにも、「電力需要設備効率の改善」や、「廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクルの拡大」、「次世代コークス製造技術の導入」、「発電効率の改善」、「省エネ設備の増強」、「革新的製鉄プロセスの導入」、「環境調和型製鉄プロセスの導入」など、鉄鋼業で削減量を指定して重点的に取り組んでもらう項目がある。県の場合産業部門 6 割の中のさらに多くの部分が鉄鋼業の排出量にかかるので、鉄鋼業だけ特別に削減することが実施されれば、大幅に二酸化炭素を削減できる。よってその中身については全業種一律ということではなく、業種によっては特化して削減されるということが含まれた削減見込みになると思う。

(吉武委員)

鉄鋼業を例に説明してもらったが、業界ごとに低炭素実行計画を策定しており、業界全体での計画である。この計画は各個社ごとに均等にということではないので、そこを勘定し間違えると計算が合わなくなる。例えば、先ほどご説明いただいた「環境調和型製鉄プロセスの導入」の場合、国の削減の前提は全国で 1 基導入するとされているが、これを均等でやると何分の 1 ずつやるという計算になるのでおかしくなる。その上の項目でも全国 5 基とされているが、県で導入されるか分からない。このようなことがすべての項目に関して言えるのではないか。

(温暖化対策課長)

今回は単純に計算してしまったので、改めて今後各業界にヒアリングを行い状況を確認していきたい。

(小林委員)

資料 9 の削減量を足したら資料 8 の数値になるのか。

(温暖化対策課長)

基本的にはそうなる。

(小林委員)

国削減量とは国全体での削減量で、県にその削減量を当てはめるとこうなるということか。但し書きをつけなければ、国削減量や県削減量という言葉をややみに使うと大きな誤解を招くことになる。私ははじめ国の施策による削減量を書いていて、県削減量とは県独自の削減量かと勘違いをした。単にブレイクダウンしただけなら、細かい導入が全く合わなくなる。

国が勝手に業界別ヒアリングをやって、その結果どうなるかを勝手に想定して計算されている。国に重複しているかの確認もできない。なぜなら国削減量の数値は IPCC で作成し

たフォーマットに当てはめて算出し、その合計が地球の二酸化炭素排出量のベースになっているからである。日本の二酸化炭素排出量を正確に表しているものではないため、国削減量を単にブレイクダウンした場合、合致しない項目がでてくるはず。

先ほど質問にあった業界別の自主的取組の推進の数値にも同じことが言える。これは各業界別に出ているが、1つの会社が2つの業界に重複している場合その重複分は差し引かれていない。しかし重複しているからといってそれを整理しても意味がない。各業界に対してうちはこれだけ下げると書いているのが自主取組である。国が出した具体の削減量の数字はどのように出したのかは分からない。個人的にはこの数字は計算できるはずがないと思っている。

もう一つは、自主取組の数値を出してきているのに、鉄鋼連盟などは会社の数が少ないので、1社ずつヒアリングして1社ずつ積み上げている。ところが数の多い業界はアンケート調査のみが行われている。実際にやっているのか分からない数値がこの資料に積み上がっているので、中の数値を議論しても始まらないと思う。

(温暖化対策課長)

我々も国の削減量について多方面に確認をとったが、明確な答えが得られなかった理由がよく分かった。資料の数値をより精緻なものにするために、県内の一定以上の大規模な企業に対しヒアリングを行いたい。資料のタイトルについては県のホームページに掲載する前に分かりやすいものに変更したい。

(新澤委員)

3点申しあげる。

0.37 という排出係数は、再生可能エネルギーの今後の進展も含んだ数値なので趨勢という誤解を招く。原発が再稼働することも想定した数値である。省エネ法による規制を発電にまで拡張するので趨勢ではない。

県庁自身および県の関連機関の計画も必要だろう。

具体的な対策を見ると、個別の技術の積み上げが行われているだけのようだ。例えば街区ごとの省エネ、三宮駅前の再開発も進んでいるが、それらをカウントするための方法を新しい計画を作るために検討した方が良いのではないか。例えば、人口減少に当たりエコまち法という法律や、農水省系の農村を集約する法律が策定されており、それらが達成されれば大幅に省エネを達成できるという研究もされている。私自身このようなことはやっていないので具体的なアドバイスはできないが、最初から諦めず、ぜひそのような取組を実施してほしい。

(温暖化対策課長)

趨勢という表示についてはもう一度考えさせていただきたい。県独自の省エネ施策は環

境率先行動計画として策定中で、まとめ次第取り込んでいきたい。街区ごとの取組についてスマートコミュニティ、スマートビレッジなどは地域特性が強いので、将来的に県独自の上積みとして取り組んでいきたいと思っているので、今後の課題とさせていただきたい。

(小谷委員)

資料9の国全体での削減量に対して、県で分担すべき削減量を目標にするかということであるが、県の計画としての独自性はどこにあるのか。県独自の対策としていくつか挙げられているが、それらをどのように強調していくかによって、県としての計画にメリハリをつけるべきだと思う。また、数字も大事だが、どういう仕組みで県独自のユニークな取組を促進していくのかが力を注ぐべき部分だと思う。独自対策について他の対策と重複する、しないといったことについて議論しても無駄ではないか。県として対策の効果を担保し、削減量を上乗せできるようにするために、どのような仕組みを提案できるか非常に大事だと思う。

(温暖化対策課長)

まさにそこが一番力を入れるべき部分だと考えている。今回の資料の中ではきちんと示せていないので、次回の審議会に向けて本日の意見を参考にしながら、県独自の上積み分をきちっと示していきたい。

議題(3) 2020年度及び2030年度の再生可能エネルギー導入目標について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課副課長兼推進班長)の説明を聴取した。(資料10～11)

(主な発言)

(住友委員)

風力発電について資料11の裏側には、現在具体的な計画がないため横ばいと予測したとあるが、恐らくこの試算の基となっているのは、淡路市と南あわじ市の発電設備だと思う。両市にある風力発電設備はどちらも山の上であり、近くに民家があつて、近隣から苦情も出ているので、県では拡大しにくいと思うが、400～500mも離れば騒音の問題も解消できると言われているので、イニシャルコスト、ランニングコストは高額となるが、諸外国でも進められている洋上発電を利用するなどし、南あわじ市などの瀬戸内海だけでなく日本海側にも設備を設置することを検討してみてもどうか。

日本では風力発電設備を日本海側に導入している例はあまりないが、県として導入促進を図ってもらえれば良いと思う。

(温暖化対策課長)

洋上発電は非常に良い方法だと思う。現状では地上部の発電設備のみだが、環境アセスメントなどの厳しい規定があるため、今以上増やすことは難しいと考えている。

洋上風力は良い切り口だと思う。新聞報道でも現在洲本市沖で福島県に運ぶ 5,000kW の洋上風力発電設備を組立中で7月になれば海上を運搬していくという記事が出ていた。あの風力発電設備は関西の技術で作られている。また洲本市では、旧五色町の沖合で国の補助を受けて洋上風力発電の調査を実施する予定になっているので、その結果の知見が揃えば、県としても 2030 年度に向けてある程度夢のある絵を描いても良いかと考えている。洋上風力発電の項目については何らかの形で触れていきたい。

(新澤委員)

2030 年度目標の中には、認定されたが未稼働の非住宅用太陽光発電設備が含まれている中で、再エネ特措法が改正されたので、県においてそれらの設備がどの程度あるのかが気掛かりである。また、今月末までに関西電力へ接続申込をしなければならないとも聞いているので、詳しいデータを提示していただけないか。その結果、案外少なかったということもあり得る。

(温暖化対策課長)

FIT 制度の認定を受け、未だ着工できていない非住宅用の太陽光発電は、H28 年1月時点で設備容量にして 141 万 kW ある。ただ、法改正によって、この内どの程度抜け落ちるかは我々も関心を持っている。今回お示しできなかったが、今後どう推移するかの全体像がつかめれば、抜け落ちる設備分を踏まえたうえで目標を再構築していきたい。

(小林委員)

先日新聞で設備認定制度から事業認定制度に変更する法改正があったと掲載されていた。

先ほど話にあった洋上風力について 2020 年まであと 4～5 年しかないのもう無理だが、その先の 2030 年に向けての目標には、洋上風力だけでなく潮流発電の導入促進も検討されてはどうか。

(温暖化対策課長)

淡路の未来島構想の中では潮流発電を謳っている。その他夢のある実現可能性のある項目についても今後積極的に検討していきたいと考えている。

(近藤委員)

資料 11 に示されている目標は県独自で設定したのか。国の目標との関連はどうなっているのか。

(温暖化対策課長)

資料 11 に示した再生可能エネルギー導入に係る目標は県独自で設定した。ちなみに、県の F I T 制度の導入設備容量は全国でも 4～5 位と高く、再生可能エネルギー導入が進んでいる県であると自負している。

ただ、その県においても、2016 年 1 月末現在で消費電力の 6.7%しか再生可能エネルギーで賄われていない。国が掲げている 22～24%、大規模水力を除くと最大 16%程度の再生可能エネルギー導入を達成するためには、現在の約 3 倍の再生可能エネルギー発電設備を導入していく必要がある。県を国と同レベルに持って行くだけでもかなりハードルは高い。全国で 4 番目、5 番目の本県でもこの状況なので他県はより苦戦を強いられると思うが、本県としては、少なくとも国並のレベルに持って行きたい。

ちなみに、従前県は設備能力(kW)として目標値を設定してきたが、国は発電電力量(kWh)で表記しており、国との比較が難しくなっている。今後は本県も発電電力量でも表記したい。

県独自の目標として、数値だけでなくその中身についても、先ほど委員から提案のあった風力や潮流等、実現可能性があるものを目標積み上げに取り入れていきたい。

(河原委員)

今回示された目標を達成するための対策は次回の審議会で示されるのか。

(温暖化対策課長)

本日のご意見を踏まえ、2 回目の審議会で示したい。ただ、たくさんの課題をいただいたので、次回までに委員に再度確認させていただくと思う。

(鈴木会長)

県独自の目標を掲げるためには画一的に国の施策を当てはめるのではなく、県の特徴を踏まえたものにするべきではないか。県独自の目標を作るのであれば、県の二酸化炭素排出量の 6 割は産業から排出されており、各企業からの排出量データをまとめているのだから、それらを踏まえて産業に重点を置いた目標を策定してみてもどうか。単位当たりの排出量など視覚化できるベースがあるのだから、いろんな目標から考えるとこれは 2020 年には何%までやってもらおうとか、最終的に 80%を目指すのであれば普通の外挿では間に合わない。できるかできないかではなく、やらねばならぬという議論でしかこの目標は達成できない。県が現在把握している排出のデータについてもパラレルに取り組んだほうが良いのではないか。

(小林委員)

県で目標を掲げる際には、あまり数値にこだわってほしくない。国は机上計算しているだけで、どんな取組によって得られた結果かを示しているわけではない。資料では国が掲げた施策の数値に対し言及されているが、具体的にこちらに出てきた数値は公表はされているものの、普通の人が見られるような場所には掲載されてない。環境省自身がそういった作り方をしている。実際には国の施策に対し、県はその実現のためにどう執行し、推進していくのかという方針と、県独自で何をするのかを示す方が良いのではないか。それに対して二酸化炭素排出についてはこれだけ上乗せできたというような、所謂数値計画ではなく施策計画に重点を置いた方が県民に理解していただけると思う。

(温暖化対策課長)

貴重なご意見をいただきましたと思う。県の場合は二酸化炭素排出量の6割が産業で、その内半分以上を上位20社が占めているので、机上計算するよりも上位20社を訪問し、ヒアリングの方が良い結果になるのではないかと感じた。大企業は命懸けで削減に取り組まれているが、現段階ではその実態を把握しきれていないので、実態を数値化し見比べたい。

議題(4) 適応策基本方針について

審議の参考とするため、事務局(温暖化対策課計画班主査)の説明を聴取した。(資料12～14)

(主な発言)

(小林委員)

資料14について、施策と事業内容が記載されているが、この項目ごとにどんな影響があるかを書いていただくと、影響に対してどういう対応をするかがより分かりやすくなる。影響に対してどんな取組ができるか対比できるようになる。

また、どんな影響が出ているかを示さずに適応策だけが書かれている部分が多々ある。例えば、畜産環境保全対策の推進の施策事業内容については何をするのか全く分からない。

新ひょうごの森づくりに人工林の間伐、里山林の整備が書かれているが、温度が上昇したことなどに対して森にどんな影響が現れているか書いてもらおうとこれでは対応にならないと分かる。そういうのが結構ある。そういったことを少し考えていくと違ってくるなという感じがする。

もう一点、温度が上がってきたことに対する適応策と、温度が上がってきたことによる情報収集・発信ということが一緒くたに書いてある。どういう情報をどう発信していき、どう対応していくのかという仕分けをして書かないと読まれる方はよく分からないのではないか。例えば1ページ目の水環境について、水環境についてどんな影響がでるのかについて常時監視のことしか書かれていない。どういう対応をとるのか全く書かれていない。

また、最後のページの「国民生活・都市生活」のその他の「都市域における緑化の推進」、「人工廃熱の低減」、「ライフスタイルの改善」については適応策ではなく温暖化防止対策が書かれているが、温度が上がったら、それに対して人の生活をどう変えていくかどういう対応をしていくのかというのとは違うと思う。

(温暖化対策課長)

ご指摘の点に留意し、もう一度体系表の見直しをさせていただきたい。

(河原委員)

事前に送付のあった資料には施策分類があったが、今回の資料にはそれがなく網羅的に羅列されているため誰がいつまでに何をするのが分かりにくいので、何か分類があった方が分かりやすいと思う。

また、2030年までの時間軸を示した説明があっても良いのではないか。

(温暖化対策課長)

我々も適応策によりやく取り組み始めたところで、いろいろ不備な点もあるかと思う。具体的な時間軸を示すのはなかなか難しい。一つには、基本方針から適応策の計画まで高めていきたい。それがいつできるかは分からないが、適応策の基本方針をベースに整理を行い、具体的な適応計画まで至れば、時間軸も加えられると思う。段階的に適応策の中身を充実させていきたい。

(近藤委員)

先ほどの意見のヒントとしてお聞きいただきたい。例えば現在建築学会では、ヒートアイランドが起こった場合に新しい建物の断熱性を高める等の基準をどうするか等を検討している。そういったものが適応策となると思うので参考にさせていただきたい。

(新澤委員)

基本的に適応と緩和は全く性質が違う。決定的に違う点は、適応は放っておいてもやらざるを得ないので、個人個人、個々の主体が自分で何とかする訳で、そういう意味で放っておいても良い。国際的に取り組もうとしているのは、何の責任もない国に自分の費用で適応しろというのは気の毒なので、豊かな国で資金を集めてどう配分するかというのが主たる問題になる。基本方針と言いつついきなり細かい話になっているが、経済的にどういう費用負担なのかが気になる、国の省庁ごとに補助金が流れてくるのが実態なので、それを自治体が調整するのは大変だろう。財源が限られている中で、どのように優先順位を付けていくのが大きなテーマになると思う。

(温暖化対策課長)

まだそこまで内容を整理し切れていないので、優先順位という観点も併せて今後の検討とさせていただきます。

(西村部会長)

大気部会はこれほど多くの分野・項目の適応施策を半年間で基本方針としてまとめる仕事を引き受けている。

資料 14 では、すでに各分野・項目について施策がまとめられている。しかし委員からの意見もあったが、さまざまな現象や、削減の方法の具体化、あるいは適応の方策などを再整理するために、やはりそれらの精査は必要だと思う。ただ私は一委員として温室効果ガスの排出抑制は本当に進んでいるか、例えば石炭火力発電はこれから 6 基も増える、このまま適応策に走るのではなく、その原因の除去や削減施策など本来大気環境部会が担うべき問題も忘れてはいけないのではないかと強く感じた。国が出した数字だから県に下りたというだけでは、県民に説明できない。県は県独自で資料が出せるこれまでの強みと、今までどれだけ県が進めてきたかをはっきりと示していただき、各委員はそれをふまえて適応策という方向性をもった、そういうルールを敷いて、9月まで事務局に丸投げするのではなく、兵庫県の特性を踏まえた適応策を提言いただければと思う。

(温暖化対策課長)

先ほども申し上げたが、今回いただいた膨大な宿題を9月までに間に合わせるのは難しいので、委員の方々に途中で相談させていただきたいと思っている。

(西村部会長)

ぜひ委員からもここはどうなっているのか等、事務局からもこの内容でどうかなど聞いていただきたい。そうしないと9月の段階で出来上がるか分からないので、事務局からは委員に尋ね、委員からは事務局に対し意見をお伝えする。

(吉武委員)

先ほど委員から、業界ごとでの排出量の重複についての話があったが、基本的には一つの企業で複数の事業を行っている場合は、事業部門ごとに集計して項目を分けて重複しないようにしていると私は認識している。

(小林委員)

反論するようで申し訳ないが、鉄鋼連盟はそうしていると説明を受けているが、そうしていないところも結構ある。実際には重複していないとは言い切れない。今仰られた鉄鋼連盟や電事連、産業機械工業会等整理している業界もあるが、企業別に調査せずに単にア

ンケートだけ取って、それを集計してバサッと割り込んでしまっている業界もある。

(西村部会長)

データの上での問題は多々あると思うので、数字に流されない、溺れない、かつこれだけはという数字はしっかりと掴むということをお願いしたく、また、産業や企業規模による統計処理は慎重をお願いしたいと思う。あわせて2030年度を見据えた温暖化対策としての、温室効果ガス削減目標、再生可能エネルギー導入目標、そして適応策基本方針の基本的事項策定に、ぜひ各委員のご協力をお願いします。

閉 会(12:00)